

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鷹栖町長 谷 寿男

市町村名 (市町村コード)	鷹栖町 (014524)
地域名 (地域内農業集落名)	北斗地区 (34区、37区、北斗北)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月14日 (第4回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は年々農家戸数も減少しており、65歳以上の割合が約48%という状況であり、また、地区外の入作者が耕作する農地の割合は約50%であり、10年後は当地区担い手1経営体当りの面積が50ha以上に増加する推計となり、担い手の減少に伴う高齢化が顕著な地区である。そのため、営農環境を整備するため、国営・道営クラスの大規模基盤整備事業の採択に向けて、農業者個別意向確認を行い、地域合意を確認するための地域協議を実施していく。
また、水稲がメインではあるが転作率も高く、転作の中でも飼料作物が占める割合が非常に高い地区であり、今後、水田活用交付金制度の畑地化などの影響なども踏まえ、賃貸している転作田の契約更新がされないなど、耕作放棄地の発生が懸念されている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区は水稲作付が中心であるが、養液栽培を活用し、特産品であるオオカミの桃トマトジュースの原料トマトをはじめ、小麦・大豆・飼料用作物が中心である。社会福祉法人鷹栖共生会が生産するワイン用のブドウも作付けされており、今後は観光農園などの実施計画もあり、地域の活性化が期待されている。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	688 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	686 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進めるため、目標地図に従って農地のあっせんを農業委員と農用地利用調整組合役員と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際農地利用最適化推進委員及び現地相談員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農地の集積・集約を進めるため、R6年度から大規模基盤整備事業の地域合意に向けて、町・土地改良区などの農業関係機関と連携し、全体説明会及び農業個別意向確認を本格的に開始する。また、併せて必要に応じて、団体営事業や地域農業推進会議の広域事業である農地改良事業に取組み、より整備を図る。また、畑作等促進整備事業の検討も進めていく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、町及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

作業の効率化が期待できる水稲防除作業は、たいせつ農業協同組合の無人ヘリ組織への委託を継続する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①全町的な取り組みにおいて、常設用の電気柵の設置、猟友会への支援、狩猟・捕獲後の処理の体制強化などをセットで図るため、対策に向けた年度計画の作成を行うため、を農業関係団体と検討を行う。
- ②JAたいせつが特別栽培米の生産に取り組む。
- ③水稲、畑作物作業の自動化・省力化を図るため、スマート農業機器を町の事業を活用し計画的に導入していく。
- ④たいせつ農業協同組合が実施する輸出(水稲)に対して、引き続き出荷協力を行う。
- ⑤町内社会福祉法人が運営するワイン用のブドウの生産・加工・販売等について、地域として協力をしていく。
- ⑦水路・農道等の管理について、耕作者のみならず共同作業を行うコントラクター組織の設立を検討・実践していく。
- ⑨北斗地区運営組織が実施する農園で生産された農産物を活用し、地域行事で農産物の魅力を伝えていく。
町内社会福祉法人が運営する農地の管理、生産物の加工・販売等に関し、地域として協力をしていく。